

有明アーバンスポーツパーク整備運営事業募集要項等新旧対照表

有明アーバンスポーツパーク整備運営事業要求水準書

1 【52 ページ】 第 12 その他 1 ネーミングライツ (4) ネーミングライツの募集手続

新	旧
<p>事業者がネーミングライツ取得者を選定するに当たっては、関係会社に廉価で提供すること等がないよう、公募に準じた形で行うこと。公募条件等については、都と事前協議すること。</p> <p>なお、以下に該当する場合は、ネーミングライツ取得者に応募することができない。</p> <p>ア 事業者と以下のいずれかに該当する資本関係にある場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。</p> <p>(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等の関係にある場合</p> <p>(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 事業者と以下のいずれかに該当する人的関係にある場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。</p> <p>(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p>	<p>事業者がネーミングライツ取得者を選定するに当たっては、関係会社に廉価で提供すること等がないよう、公募に準じた形で行うこと。公募条件等については、都と事前協議すること。</p>

<p>(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>(ア) 組合（共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合</p> <p>(イ) その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係が認められる場合</p> <p>エ 事業者として選定された応募グループの参加企業である場合</p>	
--	--

有明アーバンスポーツパーク整備運営事業提案書作成要領

2 【10 ページ】 第2 提出書類作成要領 2 各提出書類の記載要領 収入の算出根拠

新	旧
用紙 A4縦 (3 枚)	用紙 A4縦 (2 枚)

3 【10 ページ】 第2 提出書類作成要領 2 各提出書類の記載要領 支出の算出根拠

新	旧
用紙 A4縦 (3 枚)	用紙 A4縦 (2 枚)

※目次、レイアウト、フォント及び誤字脱字の修正・変更等、実質的な内容変更を伴わないものは除く。